

発議第9号

令和4年9月29日

香芝市議会議長 様

発議者 香芝市議会議員 下 村 佳 史
河 杉 博 之
小 西 高 吉
中 山 武 彦
上田井 良 二
芦 高 清 友
木 下 充 啓
眞 鍋 亜 樹

青木恒子議員に対する懲罰動議

次の理由により、青木恒子議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び香芝市議会会議規則第154条第1項の規定により動議を提出します。

理由

青木恒子議員においては、令和4年9月29日の本会議における陳謝文の朗読について、本人の身勝手な判断によりその朗読を拒否したことは、地方自治法第135条第1項第2号及び香芝市議会会議規則第157条に違反していることは明白であります。

よって、地方自治法第135条第2項の規定に基づき、懲罰を科すことを求めます。